

奈良県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和六年十二月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名称	所在地
そんぼの家S三条桧町	奈良市三条桧町 2 2 - 1 2
ピア高田	大和高田市片塩町 8 - 1 6
さら紗五位堂	香芝市五位堂 3 - 4 4 1 - 1
れんげハイツ五位堂	香芝市五位堂 3 - 6 0 3 - 1